

間違いだらけの台湾認識 (2)

国府の国連追放まで

本会理事 多田 恵



蒋介石も台湾の法的帰属未定の現状を受け入れていた。

台湾は今も「中華民国領」ではない

一九四六年に制定された台湾現行の中華民国憲法第四条には「中華民国の領土は、その固有の疆域に依り、国民大会の決議を経るに非ざれば、これを変更することを得ず」とある。三五年の憲法草案では領土を列挙していたが台湾は含まれず、三六年の国民代表選挙に関する規定でも台湾を外国と扱っている。実際、五二年発効のサンフランシスコ平和条約で日本が台湾に対する全ての権利を放棄するまで、台湾の主権は日本にあった。よって同憲法に従えば、国民大会で領土変更の決議を行わない限り、台湾領有を主張することもできない。

蒋介石も台湾の法的帰属未定の現状

を受け入れている。それはアメリカが台湾防衛に協力するためには台湾の地位が未定（つまり国際問題）である必要があると説得したからである（五一年四月二十四日米國務省でのダレス顧問と国府駐米大使・顧維鈞の会談記録）。国府外交部長・葉公超も五二年七月、台湾が中華民国に帰属していることを立法院に説明している。

六四年二月、衆院予算委員会で池田勇人首相も、台湾は「法律的には、中華民国の領土ではない」と答弁した。

中台は「分裂」していない

一九四九年十二月に国府が台湾に移ったことを「中台分裂」と呼ぶが、台湾は戦後一貫してシナの領土ではないので、それは間違いだ。シナから国府

が追放されたというのが正確である。

中華民国は国連を「脱退」したか

一九七一年十月、国連総会でアルバニア決議案が通過する直前に国府代表周書楷は、これ以上議事に参加しない旨を述べ議場から退場した。国府はこれを「国連脱退」と称している。

同決議は、中共政府がシナの正統な代表で、国連憲章で「中華民国」に与えられた安全保障理事会常任理事国の資格を中共に認め、「蒋介石の代表団を追放する」としている。「国連におけるシナの議席を不法に占拠」していた「蒋介石の代表」の「脱退宣言」は無効というのが国際社会の意志である。

中共の「国連加盟」という事実もない。国連によれば、シナは四五年度の国連創設以来のメンバーである。

「脱退」もしていない政府が国連に「復帰」を目指しても不可能だ。台湾は「中華民国」シナ体制」を解体しての新規加盟あるのみである。